

移動等円滑化取組計画書

2024年 6月 11日

住 所 千葉県千葉市美浜区高浜 2-3-1
事業者名 千葉海浜交通株式会社
代表者名 取締役社長 長塚 健治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が保有する一般乗合バス車両においては、ノンステップバス導入率100%を達成している。今後は新基準仕様のノンステップバスの代替を推進していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	ノンステップバス4台導入予定。(2024年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育の実施	全乗務員に車いすの乗降時また車いす固定器具の使用方法について研修を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の周知	乗車位置（前乗り・中乗り）の区分について、バス停の掲示や当社 Web サイト、チラシ等により周知を図る。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	運賃表示器をデジタル式から液晶型に更新し、視認性の向上を図る。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育の実施	新人乗務員を対象とし、高齢者・障害者の方の乗降支援に関する教習を実施する。他の乗務員へは年 1 回、車いす等の乗降に関する研修を行う。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーン等について掲示物をバス車内や待合室等に掲出するとともに、車内案内等をしていく

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

乗務員のバリアフリーに対する理解度を高めるべく実務訓練を行う。 利用者の声を把握し取組改善に反映させる。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバスの導入	ノンステップバスを4台導入する。	代替

V 計画書の公表方法

当社ホームページ上にて公表

VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。